

一宮市営墓地使用者募集申込書

年 月 日

(あて先) 一宮市長

申込者	住 所	〒 (マンション名・部屋番号・方書までを記入)
	フリガナ 氏 名	
	電話番号	— —
代理人	住 所	〒 (マンション名・部屋番号・方書までを記入)
	フリガナ 氏 名	
	電話番号	— —

現在、一宮市営墓地を使用している。

(現在の使用区画)

常光墓地 奥町墓地 東島靈園

第 区 割 条 番 (面積) m²

現在の区画を使用したまま隣接募集区画を申込む。

現在の区画を返還し、別の募集区画を申込む。

現在、一宮市営墓地を使用していない。

埋蔵する遺骨がある。

埋蔵する遺骨がない (生前墓を建立する。)。

次の募集区画を申し込みます。

常光墓地 奥町墓地 東島靈園

募集区画番号	-	-	面積	m ²
--------	---	---	----	----------------

なお、裏面の「確認・誓約事項」について相違はありません。

※本人確認	運転 免許証	・ マイナンバー カード	・ ()	※抽選番号	— —	※担当
-------	-----------	-----------------	-------	-------	-----	-----

※は市処理欄のため記入しないでください。

確認・誓約事項

以下の項目を確認の上、レ点を入れてください。

- 申込み時点において一宮市内に引き続き 1 年以上住民登録があります。
- 使用場所の拡張または変更の場合を除き、現に市営墓地（常光墓地・奥町墓地・東島靈園）の使用許可を受けていません。
- 申込み後の区画は、1 世帯につき 1 つの募集区画または隣接する 2 つの募集区画です。
また、申込み後の面積は、1 世帯につき 4 m²以下です。
- 申込区画について事前に現地の確認を行いました。
- 市内の墓地（市営墓地を除く。）からの改葬を目的とした申込みはできないことについて了承しました。
- 許可を受けた使用場所は、原則、祭しの主宰者のはかは承継できないことについて了承しました。
- 使用許可を受けた日から 2 年以内に埋蔵施設の設置を行わず使用場所を返還された場合は、納付された墓地使用料の半額のみが還付されることについて了承しました。
- 使用許可を受けた日から 3 年を経過しても埋蔵施設の設置ができない場合、許可を取り消される可能性があること、またその場合に墓地使用料は還付されないことについて了承しました。
- 遺骨を埋蔵（納骨）する前に、靈園管理事務所に死体埋火葬許可証、改葬許可証、分骨証明書または火葬証明書を提出します。
- 使用場所を適正に維持・管理します。
 - ・ 埋蔵施設等について崩壊したり傾いたりしないようにします。
 - ・ 雑草等について使用場所から越境しないようにすること等を行います。
 - ・ 墓地で出た可燃ごみ（花・お供え物等）は、持ち帰るか、所定のごみ置場・ごみ箱まで持っていくこと、不燃ごみ（ビン・缶など）のお供え物や手桶、骨壺等は必ず持ち帰ります。